

中学生議会の開催

市の将来を担う子どもたちが、市議会議員の役割を体験することにより、地方自治の仕組みの理解を深めるとともに、主権者として、まちづくりを身近なものとして捉え、中学生の視点から政策提言を行う機会を設けるために、中学生議会を開催します。

- 日時 8月19日(火) 午前9時～正午
- 場所 市役所4階 議場
- 出席者 中学生議員16名(各校4名)、市議会議員、市長、副市長、教育長、部長
- 傍聴方法 議場に直接お越しください
- 問い合わせ先 総務人事課 ☎(32) 6065

国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新

国民健康保険限度額適用認定証および標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日です。8月1日以降の認定証が必要な方は、申請が必要です。

※限度額認定証を提示すると、医療費支払いが自己負担限度額までとなります。

■対象者

70歳未満の場合 世帯に国民健康保険税の未納がない方

70歳以上の場合 所得区分が現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方

■申請期間 8月1日(金)～

※8月中に申請を行うと、8月1日から有効の限度額認定証が交付可能です。

■申請に必要なもの

- ・国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ
- ・本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)
- ※別世帯の方が申請をする場合は、委任状が必要です。

■その他

国民健康保険税を納期限日近くに納付された場合、納付状況の確認ができない場合がありますので、納入したことがわかる領収書などをお持ちください。

■問い合わせ先

市民課保険年金グループ ☎(32)8895

国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

栃木年金事務所

☎0282 (22) 4131

20歳になったら 国民年金に加入します！

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が義務付けられています。

公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、老後や、病気やけがで障害が残ったとき、家族が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。ただし、必要な手続きをせず、保険料が未納のままだと年金が受け取れなくなる場合があります。

20歳になったときの年金加入

厚生年金などに加入中(第2号被保険者)の方や厚生年金などに加入中の配偶者に扶養されている方(※)以外の方は、20歳到達日(20歳の誕生日の前日)に第1号被保険者として国民年金に自動的に加入します。加入に必要な手続きはありません。

※厚生年金などに加入中の配偶者に扶養されている方は、配偶者の勤務先で、第3号被保険者としての加入手続きをする必要があります。詳細は配偶者の勤務先にご確認ください。

国民年金に加入したら…

- ①第1号被保険者の方には20歳到達から約2週間後に「基礎年金番号通知書」や「保険料納付書」などが届きます。特に「基礎年金番号通知書」は、今後年金の手続きなどに必要になりますので、大切に保管してください。
- ②第1号被保険者の方は20歳到達日が属する月の分から保険料

を納付します。令和7年度の保険料は月額17,510円です。半年分・1年分・2年分を一括前納することもでき、前納すると割引が適用されます。

③次に該当する場合は、手続きが必要です。手続きの詳細などは、市民課保険年金グループまたは栃木年金事務所へお問い合わせください。

- ・口座振替やクレジットカードによる納付を希望するとき
- ・納付書による2年前納を希望するとき
- ・学生の方など経済的な事情で保険料の納付が困難で免除を希望するとき
- ・付加年金(※)への加入を希望するとき

※定額保険料に加えて月400円を納付し、将来の年金額に納付月数×200円(年額)を上乗せして受け取る制度

- ・厚生年金や配偶者の扶養から抜けたとき など

■受付窓口 市民課